「マンション標準管理規約」の改正（案）に関する意見募集について

令和３年４月１４日
国　土　交　通　省

１．趣旨

令和２年６月に成立・公布された「マンションの管理の適正化の推進に関する法律及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部を改正する法律」（令和２年法律第62号）によるマンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）及びマンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）の改正並びに新型コロナウィルス感染症の感染拡大等の社会情勢の変化を踏まえ、国土交通省では、令和２年７月にマンション管理の新制度の施行に関する検討会を設置して検討を進めてきたところ、この度、同検討会における議論を踏まえて、「マンション標準管理規約」の改正（案）をとりまとめました。

つきましては、広く国民の皆様からのご意見を賜るべく、本件に対する意見を下記のとおり募集いたします。

なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

２．意見募集の対象

・「マンション標準管理規約」の改正（案）別紙１～２

３．意見の募集方法

意見募集要領（別添）のとおり実施します。

募集期間は、令和３年４月１４日（水）～令和３年５月２０日（木）までです。

４．内容の公開

「マンション標準管理規約」の改正（案）は、意見募集と同時に以下により公開します。

○電子政府の窓口（e-Gov）

○窓口（国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室）での配布

（別添）

「マンション標準管理規約」の改正（案）に関する意見募集について

■意見募集対象

・「マンション標準管理規約」の改正（案）別紙１～２

■資料入手方法

(1) 電子政府の窓口（e-Gov）

(2) 窓口での配布

国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室（東京都千代田区霞が関中央合同庁舎３号館２階）

■意見募集期間

令和３年４月１４日（水）～令和３年５月２０日（木）

■意見送付方法

別添の意見提出様式に記入のうえ、以下のいずれかの方法で国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室までご意見を日本語にて送付して下さい（なお、電話によるご意見の受付は対応しかねますので、あらかじめ御了承下さい。）。

(1) ＦＡＸの場合　　ＦＡＸ番号　　：03-5253-1631

(2) 郵送の場合　　〒100-8918　東京都千代田区霞が関２－１－３
国土交通省住宅局市街地建築課マンション政策室パブリックコメント担当　宛
（「「マンション標準管理規約」の改正（案）に対する意見」と明記して下さい。）

(3) 電子メールの場合　メールアドレス：hqt-shigaichimansion@gxb.mlit.go.jp
（電子メールの題名を「「マンション標準管理規約」の改正（案）に対する意見」として下さい。）

■注意事項

・電子メールでのご意見送付の場合はテキスト形式としてください。

・皆様から頂きましたご意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、頂いたご意見に対しての個別の回答はいたしかねますので、予めその旨ご了承願います。頂いたご意見は、住所、電話番号、電子メールアドレスを除き公開される可能性があることをご承知おき下さい。